

令和5年8月1日

守谷市議会議長 殿

委員長： 長谷川 信市 印
報告者： 堤 茂信 印

総務教育常任委員会 視察・研修報告

標記の件について、次のとおり実施したので報告します。

視察・研修日	令和5年8月1日（火）
視察・研修場所	宮城県仙台市役所
視察・研修項目	いじめ防止の取組みについて
参加者	守谷市側 教育部 小林部長、議会事務局 岩地係長 長谷川委員長、堤副委員長、山本委員、青木委員、 山田委員、高橋委員
	相手側 教育局学校教育部教育相談課 鶴岡課長 こども若者局こども若者支援部いじめ対策推進課 神倉課長 議会事務局調査課 平井課長、他3名
視察・研修目的	仙台市では、平成31年4月に「仙台市いじめの防止等に関する条例」を制定するなど、いじめ防止に率先して取り組んでおり、守谷市の今後のいじめ防止対策事業の参考とする。
視察・研修内容	仙台市役所執行部との意見交換
視察・研修総括 （今後の取組み等）	仙台市では、「児童生徒に対する教育啓発」、「保護者に対する啓発」及び「学校体制の整備・支援、教員等の資質向上等」と多角的にいじめ防止対策を実施している。 政令指定都市である仙台市と同じようには行かないとは思いますが、社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成することが大切であり、守谷市でもそういった視点でいじめ防止対策の事業評価を行いたい。

視察・研修内容

【概要】

- ・仙台市…東北地方最大の都市で、「杜の都」と呼ばれる経済や行政の中核都市。人口約106.5万人。総面積786km²。

1. いじめ対策推進課について

- ・平成26年～29年に児童生徒の自死事案がきっかけで平成30年にいじめ対策推進室設立。令和5年度よりこども若者局いじめ対策推進課設置。
- ・令和2年、仙台市いじめ等相談支援室 S-KET（仙台きずなエキスパートチーム）設置。弁護士や学識経験者といった専門家を中心としたいじめ等相談の窓口。12名体制（いじめ対策推進課 6名、いじめ等相談支援室 6名）で運営。

2. いじめ事案が発生した時の対応について

- ・いじめ対策ハンドブックに基づく対応が基本。
早期発見→事案認知→報告→聴き取り→いじめ防止等対策委員会→指導→関係修復→情報共有→経過観察

3. いじめ防止等に係る具体的な啓発活動について

(1) いじめの防止等に関する条例

社会全体で子供たちをいじめから守る意識を醸成し、未来を創るかけがいのない子供たちがいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現することを目指し、平成31年4月に「仙台市いじめの防止等に関する条例」を制定。

(2) 児童生徒に対する教育啓発

- 1) いじめ防止「きずな※」キャンペーン ※「き」みたちは「ず」っと「な」かま
- 年2回、命の大切さやいじめについて考える授業、いじめの実態把握調査等を実施
- 2) いじめ防止「きずな」サミット、いじめ防止「きずな」アクション
- 年1回、児童生徒がいじめ防止の取組について話し合う
- 3) 情報モラル教育の推進
- 4) 自死予防教育の推進

(3) 保護者に対する啓発

- 1) いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布
- いじめの理解促進。早期発見のためのリーフレットを作成・配布

2) 学校、保護者、地域のいじめに関する意見交換の場の設定

(4) 学校体制の整備・支援、教員等の資質向上等

1) いじめ対策専任教諭の配置

- 市立全中学校65校・65名配置。

2) 児童支援教諭の配置

- 市立小学校に配置。

3) いじめ対策支援員(20名)の配置

- いじめ事案を抱える小学校に配置。支援員は元警察官や元教員等。

4) いじめ対応等相談に係る教職員支援室の設置

- 市教育センター内に設置し、2名の相談員が対応。

5) いじめ・不登校対策推進協力校の指定

6) いじめ防止に向けた研修の実施

4. いじめの早期発見に向けた取り組み

(1) いじめの早期発見に向けた取り組み

1) 24時間いじめ相談専用電話の設置

2) 仙台まもらいだーインターネット巡視

- SNS上での誹謗中傷、個人情報の流出等を早期に発見して学校に情報提供。専任2名、予算5,273千円(内、人件費5,062千円)。

(2) 教育局の体制強化

1) いじめ不登校対応支援チームによる巡回訪問

- 全市立学校を巡回訪問し、学校のいじめに対する適切な初期対応や継続指導を実施。

2) スクールソーシャルワーカー(8名)・教育局配置のスクールカウンセラー(88名)による支援

3) いじめ事案の報告

- 学校から教育委員会へ年4回報告。

5. いじめ防止等対策検証会議について

- ・「仙台市いじめ防止等に関する条例」に基づき設置する附属期間。市長及び教育委員会が実施する、いじめ防止等のための施策(事業)について検証し、施策を効果的に推進する。

6. 弁護士との連携について

- ・平成30年度より、年間委託契約によって「スクールロイヤー」「スクールアドバイザー」として8名の弁護士が活動している。

7. 質疑応答

Q) 事業の成果指標はあるか。

A) 成果の指標は難しい。認知件数が増えるが周知につながっていると考えている。

Q) 仙台まもらいだーインターネット巡視について、教えていただきたい。

A) 大学の先生方の助言を得ながら、専任者2名が対応している。SNS上で問題を発見した場合には、教育相談課の中で検討し、必要に応じて学校と連携して対応している。

Q) いじめ問題が起こった場合、最後までフォローアップすべきはどこである
と考えるか。

A) 基本的には学校が最後までフォローアップするものと考えているが、事案によっては教育委員会等が保護者と学校の間に入ることもある。

Q) 不登校はどの程度か。

A) 令和3年度、小学校714名、中学校1,504名。

Q) いじめ問題が係争になるケースはどの程度あるか。

A) 件数はわからないが、係争になるケースはあると承知している。

Q) 教育委員会といじめ対策推進課の役割分担はどうなっているか。

A) 教育委員会は学校で起こった問題の対応。いじめ対策推進課はもう少し広い範囲で周知も含めて対応している。

Q) いじめ問題が起こった場合どこに相談が来るか。

A) 教育委員会への相談が多いが、S-KETに相談が来る場合も増えてきた。

Q) 親が介入することで問題が大きくなるとの考え方もあるが、親が介入すべき線について考えはあるか。

A) 親が介入すべき線は難しいが、子どもが嫌だと感じたらいじめ（無自覚ないじめ）になるので、些細なことでもいじめである、との考え方は定着しつつあり、親の過剰な反応が多いのも事実。

Q) 子ども達へのアプローチはそうしているか。

A) 学校の先生方を委員にして毎年ハンドブックを作っている。現場に根差したものが出来ているとは自負している。

以上